

〇うるま市立学校体育施設の開放に関する規則

平成17年4月1日

教育委員会規則第39号

改正 平成17年8月10日教委規則第47号

平成21年3月3日教委規則第6号

平成24年5月9日教委規則第4号

令和3年3月31日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づき、地域における体育・スポーツの普及・振興に役立てるため学校教育に支障のない範囲で学校の体育施設を住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として提供すること（以下「施設開放」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(施設の管理責任)

第2条 施設の開放に関する事務は、うるま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

2 施設の開放を行う学校（以下「開放校」という。）の校長は、当該開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

3 開放校は、教育長が別表で指定する。

(管理指導員)

第3条 開放校に管理指導員を置くことができる。

2 管理指導員は、教育長が委嘱する。

3 管理指導員は、学校体育施設の開放に伴う利用者の危険防止並びに施設及び備品の管理に当たるものとする。

(運営協議会)

第4条 教育委員会は、施設開放のための運営協議会を置くことができる。

2 運営協議会は、学校開放の日時及び運営について教育委員会に意見を述べるものとする。

3 運営協議会の委員は、校長若しくは教頭、スポーツ推進委員、PTA、地域の代表者又は利用団体代表者のうちから6人以内を教育委員会が委嘱するものとする。

4 任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(開放の種類)

第5条 学校体育施設の開放は、体育館、運動場とする。

(開放の日時)

第6条 開放の日時は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放校において特別な事情がある場合は、教育委員会は別に日時を定めることができる。

(使用者)

第7条 開放校を利用できるのは、団体のみとする。ただし、プールについては、この限りでない。

2 団体とは、市内に在住又は在職するもの10人以上で構成された場合をいい、かつ、全構成員がスポーツ障害保険に加入していることを条件とする。

(利用手続)

第8条 開放校の体育施設を利用しようとする団体は、希望する日の7日以前に教育委員会において学校体育施設利用団体登録申請書(様式第1号)を提出し、団体の登録をした後、学校体育施設利用許可申請書(様式第2号)を提出し、学校体育施設利用許可書(様式第3号)の交付を受けなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

2 継続的に利用を希望する団体は、翌月の利用計画を前項の学校体育施設利用許可書(様式第3号)に記載し毎月20日以前に教育委員会に提出しなければならない。

(使用料)

第9条 使用料は、うるま市立学校施設等使用料に関する条例(平成17年うるま市条例第68号)を準用するものとし、使用時間は1時間単位、体育館使用面積は、半コート単位に区分し算出する。

(使用料の減免)

第10条 うるま市立学校施設等使用料に関する条例第4条の規定により使用料の減額又は免除することのできる理由及び額は、次のとおりとする。

(1) 市が主催又は共催として行事を行う場合の使用 全額免除

(2) うるま市体育協会の事業又は市の代表者が練習で使用する場合 全額免除

(3) 教育委員会が、社会体育の施策推進上効果があると認め、後援団体となったときの行事 全額免除

(4) 教育委員会主催のスポーツ教室を経て、常時10人以上でスポーツクラブを構成する団体として登録した日から6箇月間 照明使用料金以外免除

(使用料の減免申請)

第11条 前条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、あらかじめ学校体育施設使用料減免許可書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用者・入場者の禁止事項)

第12条 利用者・入場者は、施設内で次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他営利行為をすること。
- (2) 火気を使用すること。
- (3) 飲酒・喫煙すること。
- (4) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (5) 釘類等を使用すること。
- (6) 動植物を持ち込むこと。
- (7) 利用の許可を受けた以外への侵入及び附属施設を利用すること。
- (8) その他管理上支障があると認められる行為

(利用者の義務)

第13条 利用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 施設を利用するときは、管理指導員の指示に従わなければならない。
- (2) 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は利用の中止を命じられたときは直ちに備品等を所定の位置に戻し、清掃又は整地後、管理指導員の点検を受けなければならない。
- (3) 利用者は、施設の秩序を保つため、必要な整理人及び監視員を置くよう指示されたときは、置かななければならない。

(利用者・入場者の制限)

第14条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するものは参集させてはならない。

- (1) 感染性の病気に感染しているおそれのある者

(2) 秩序又は風俗を乱すおそれのある者

(利用の取消し)

第15条 教育委員会は、利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは利用の許可を取り消し、又は制限し、若しくは停止することができる。

(1) 申請内容に虚偽があることが判明したとき。

(2) 管理運営上支障があると認めたとき。

(3) 公益上又は教育委員会が特別の事由に利用する必要が生じたとき。

(4) 利用許可を他人に譲渡したことが判明したとき。

(5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(弁償責任)

第16条 利用者は、施設、附属設備及び備品等を損傷したとき、又は滅失したときは、直ちに弁償の債務を履行しなければならない。

(補則)

第17条 この規則の実施について必要な細則は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の石川市立学校体育施設の開放に関する規則（平成2年石川市教育委員会規則第1号）、勝連町立学校の体育施設の開放に関する規則（平成12年勝連町教育委員会規則第4号）又は与那城町立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年与那城町教育委員会規則第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年8月10日教委規則第47号）

この規則は、平成17年8月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月3日教委規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月9日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のうるま市立学校体育施設の開放に関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日教委規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）

開放校	施設	曜日	時間
市立小中学校	体育館	月～日	20:00～22:00
	運動場		

様式第1号(第8条関係)

学校体育施設利用団体登録申請書										
登録番号					活動目的					
団体名										
代 表 者	氏名				副 代 表 者	氏名				
	住所					住所				
	電話	(自宅) —	-----			電話	(自宅) —	-----		
		(職場) —					(職場) —			
E-mail					E-mail					
スポーツ保険加入社名						加入年月日		年 月 日		
番号	氏	名	年齢	住		所		電 話		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
上記のとおり登録します。 年 月 日										
うるま市教育委員会 様										
備	考	受	付	印	決	教育長	部 長	課 長	係 長	係
					裁					

様式第2号(第8条関係)

学校体育施設利用許可申請書 年 月 日 登録番号()									
うるま市教育委員会 教育長 様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">団体名</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代</td> <td style="text-align: center;">住所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">表</td> <td style="text-align: center;">氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">者</td> <td style="text-align: center;">電話</td> </tr> </table>	団体名		代	住所	表	氏名	者	電話
団体名									
代	住所								
表	氏名								
者	電話								
下記のとおり利用許可申請します。利用に際しては、関係規則及び規定を厳守します。									
利用目的									
学 校 名	学校	利用場所	運動場・体育館・プール						
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 合計 日								
利用時間	時 分 ~ 時 分 (時間 分)								
使 用 料	使用料	時間 円× 時間 = 円× 日 = 円							
	照明料	全部・(150円× 基)× 時間 = 円× 日 = 円							
	小 計		円						
	減 免 額	0円	合 計	円					
翌月利用計画	受付印	決 裁	教育長	部 長	課 長	係 長	係		

様式第3号(第8条関係)

(表)

学校体育施設利用許可書 登録番号()			
		団体名	
代表者	住所		
	氏名	様	
	電話		
利用目的			
学校名	学校	利用場所	運動場・体育館・プール
利用期間	年 月 日～ 年 月 日 合計 日		
利用時間	時 分～ 時 分 (時間 分)		
使用料	使用料	1時間 円 × 時間 = 円 × 日 = 円	
	照明料	全部・(150円 × 基) × 時間 = 円 × 日 = 円	
	小 計		円
	減 免 額	円	合 計
上記のとおり利用を許可する。 年 月 日 <div style="text-align: right;">うるま市教育委員会 教育長 ㊟</div>			
管理指導員連絡先(緊急時にご連絡ください。)			
氏名		氏名	
電話		電話	
◎裏面の利用上の注意を厳守してください。			

(裏)

利 用 上 の 注 意

(利用者の義務)

利用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 管理指導員の指示に従わなければならない。
- (2) 施設の利用を終了したとき、又は利用の中止を命じられたときは、直ちに備品等を所定の位置に戻し、清掃・整地等を行い管理指導員の点検を受けなければならない。
- (3) 利用者は、施設の秩序を保つため、必要な整理人及び監視員を置くよう指示されたときは、置かなければならない。

(利用者及び入場者の禁止事項)

利用者及び入場者は、施設内で次に掲げられる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他営利行為をすること。
- (2) 火気を使用すること。
- (3) 飲酒・喫煙すること。
- (4) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (5) 釘類等を使用すること。
- (6) 動植物を持ち込むこと。
- (7) 利用の許可を受けた以外への侵入及び附属施設を利用すること。
- (8) その他管理上支障があると認められる行為

利用期日

回	月	日	曜日	時	間	回	月	日	曜日	時	間
1						6					
2						7					
3						8					
4						9					
5						10					

様式第4号(第11条関係)

年 月 日											
学校体育施設使用料減免許書											
うるま市教育委員会 教育長 様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">団 体 名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>登 録 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 表 者 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	団 体 名		登 録 番 号		住 所		代 表 者 名		電 話	—
団 体 名											
登 録 番 号											
住 所											
代 表 者 名											
電 話	—										
下記のとおり、学校体育施設の使用料について、うるま市立学校施設等使用料に関する 条例第4条及びうるま市立学校体育施設の開放に関する規則第11条の規定により、減免し てくださいますよう申請いたします。											
記											
利 用 目 的											
利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日 計 日間										
学 校 名	学校 利用施設名 運動場・体育館・プール										
減免を受けようとする理由											
許 可 年 月 日	年 月 日 許可番号 号										
※規定使用料円										
減免した額円										
差引納付額円										
※は記入しないでください。	受付印	決	教育長	部 長	課 長	係 長	係				
		裁									

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第11条関係）